

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 北九州広域都市計画下水道の変更【上下水道局下水道部下水道計画課】 2
- 港湾法の規定による公募占用計画の変更【港湾空港局エネルギー産業拠点化推進室エネルギー産業拠点化推進課】 3

◇ 交 通 局

- 北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 6
- 北九州市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】 8

北九州市告示第 369 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 30 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 都市計画の種類
下水道
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 曾根処理区の一部
- 3 縦覧場所
北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号
北九州市上下水道局下水道部下水道計画課

北九州市告示第370号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の7第2項の規定により公募
占用計画の変更の認定をしたので、同条第3項において準用する同法第37条
の6第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年8月30日

北九州市長 武内和久

1 変更の認定をした日

令和6年8月28日

2 認定の有効期間

平成29年3月3日から令和29年3月2日まで

3 指定した港湾区域内水域等の区域

次の各地点のうち①-1の地点から①-5の地点までを順次に結んだ線及
び①-1の地点と①-5の地点を結んだ線により囲まれた区域、②-1の地
点から②-16の地点までを順次に結んだ線及び②-1の地点と②-16の
地点を結んだ線により囲まれた区域、③-1の地点から③-6の地点までを
順次に結んだ線及び③-1の地点と③-6を結んだ線により囲まれた区域（
藍島漁港区域（寄の浦西側突堤基部を中心として半径2,000メートルの
範囲）及び白洲灯台周辺の岩礁から離隔距離300メートルの範囲を除く。
）並びに④-1の地点から④-4の地点までを順次に結んだ線及び④-1の
地点と④-4の地点を結んだ線により囲まれた区域（別図のとおり）

①-1の地点 北緯33度59分45秒東経130度41分54秒

①-2の地点 北緯33度58分15秒東経130度41分57秒

①-3の地点 北緯33度58分12秒東経130度45分52秒

①-4の地点 北緯33度58分33秒東経130度45分50秒

①-5の地点 北緯33度59分45秒東経130度44分03秒

②-1の地点 北緯33度57分15秒東経130度42分00秒

②-2の地点 北緯33度56分35秒東経130度42分01秒

②-3の地点 北緯33度56分36秒東経130度43分44秒

②-4の地点 北緯33度56分32秒東経130度43分56秒

②-5の地点 北緯33度56分32秒東経130度44分59秒

②-6の地点 北緯33度56分52秒東経130度44分59秒

②-7の地点 北緯33度56分55秒東経130度45分20秒

②-8の地点 北緯33度56分59秒東経130度45分20秒

②-9の地点 北緯33度57分03秒東経130度45分26秒

②-10の地点 北緯33度57分14秒東経130度45分26秒

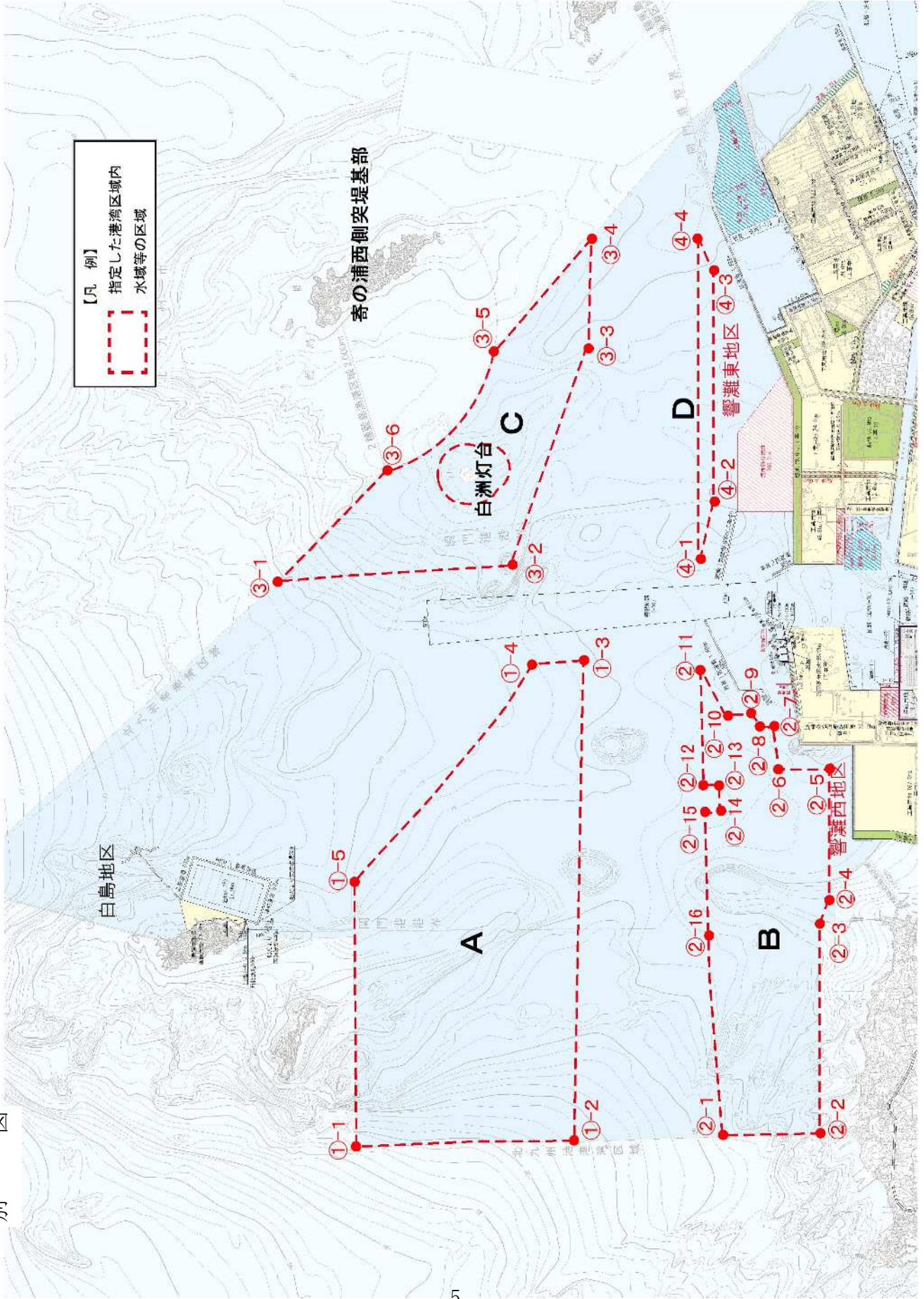
- ②－11の地点 北緯33度57分24秒東経130度45分48秒
- ②－12の地点 北緯33度57分23秒東経130度44分49秒
- ②－13の地点 北緯33度57分17秒東経130度44分49秒
- ②－14の地点 北緯33度57分17秒東経130度44分39秒
- ②－15の地点 北緯33度57分23秒東経130度44分39秒
- ②－16の地点 北緯33度57分21秒東経130度43分17秒
- ③－1の地点 北緯34度00分16秒東経130度46分31秒
- ③－2の地点 北緯33度58分42秒東経130度46分38秒
- ③－3の地点 北緯33度58分10秒東経130度48分29秒
- ③－4の地点 北緯33度58分09秒東経130度49分19秒
- ③－5の地点 北緯33度58分49秒東経130度48分23秒
- ③－6の地点 北緯33度59分34秒東経130度47分24秒
- ④－1の地点 北緯33度57分25秒東経130度46分43秒
- ④－2の地点 北緯33度57分19秒東経130度47分10秒
- ④－3の地点 北緯33度57分19秒東経130度49分02秒
- ④－4の地点 北緯33度57分26秒東経130度49分19秒

4 占用の期間

令和5年5月1日から令和29年3月2日まで

5 変更の内容

風車の施工計画等の変更



北九州市交通局管理規程第4号

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年8月30日

北九州市交通局長 白石 基

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和39年北九州市交通局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2 企業職給料表（二）初任給基準表を次のように改める。

2 企業職給料表（二）初任給基準表

職種	資格	初任給
旅客自動車運転者	大型自動車第2種免許取得者	1級38号給
旅客自動車整備士	2級ジーゼル自動車整備士免許取得者	1級38号給

備考

- 1 18歳に達した日後の最初の4月1日以降の経験年数（職員として同種の職務に在職した年数（次項によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。以下同じ。）を有する職員については、その者の受けるべきこの表の規定による号給の号数に経験年数の月数を18月（経験年数のうち5年までの年数の月数については12月、5年を超えて10年までの年数の月数については15月）で除して得た数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数（その者の属する職務の級における最高の号給の号数の数を超えるときは、最高の号給の号数の数）を号数とする号給をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 2 前項の規定の適用については、18歳に達した日後の最初の4月1日以降の経歴のうち職員として同種の職務に在職した年数以外の年数を、初任給、昇格、昇給等に関する規則第8条第2項の規定を準用して経験年数として換算することができる。この場合において、当該経験年数は、次に掲げる期間ごとに算定し、各号の期間に係る経験年数の月数を合算した月数が120月を超えるときは、120月とする（第2号の期間に係る経験年数の月数が36月を超えるときは、36月とする。）。
 - (1) 大型自動車第2種免許（旅客自動車整備士にあつては、2級

ジーゼル自動車整備士免許) 取得以後の期間

(2) 前号の期間を除く期間

別表第4の付表を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年9月1日から施行する。
(施行日の前日から引き続き在職する職員の給料の月額調整)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在職する北九州市交通局企業職員の給与に関する規程第1条の職員(以下この項において「職員」という。)の施行日における給料の月額については、その者が施行日において新たに職員となったものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

北九州市交通局管理規程第5号

北九州市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年8月30日

北九州市交通局長 白石 基

北九州市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

北九州市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年北九州市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項後段中「の月数が36月を超えるときは36月とする」を「は、次に掲げる期間ごとに算定し、各号の期間に係る経験年数の月数を合算した月数が120月を超えるときは、120月とする（第2号の期間に係る経験年数の月数が36月を超えるときは、36月とする。）」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 大型自動車第2種免許（旅客自動車整備士にあっては、2級ジーゼル自動車整備士免許）取得以後の期間
- (2) 前号の期間を除く期間

別表第1中

「

1級44号給	1級101号給
1級31号給	1級59号給
1級26号給	1級52号給
1級31号給	1級62号給
1級44号給	1級101号給
1級31号給	1級59号給
1級19号給	1級42号給

を

」

「

1級51号給	1級108号給
1級38号給	1級86号給
1級33号給	1級59号給
1級38号給	1級69号給
1級51号給	1級108号給
1級38号給	1級86号給

に

1 級 2 6 号 給	1 級 4 9 号 給
-------------	-------------

」

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年9月1日から施行する。
(施行日の前日から引き続き在職する会計年度任用職員の給料の月額調整)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在職する北九州市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程第1条の会計年度任用職員(以下この項において「会計年度任用職員」という。)の施行日における給料の月額については、その者が施行日において新たに会計年度任用職員となったものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。